羽幌町告示　第57号

羽幌町空家等対策の推進に関する条例（令和７年羽幌町条例第９号）第７条第１項の規定により、次の空家等に対して緊急安全措置を実施したが、所有者等が確知できないため同条第２項ただし書の規定により当該措置の内容を告示し、所有者等への通知に代えるものとする。

令和８年11月13日

羽幌町長　森　　淳

記

１　措置を講じた空家等

（１）所在地　北海道苫前郡羽幌町南３条１丁目61番地２、62番地１

（２）用途等　店舗併用住宅

（３）構　造　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺３階建

（４）規　模　建築面積　149.24㎡

延床面積　445.98㎡

２　措置の執行日

自　令和８年10月１日

至　令和８年11月９日

３　措置の内容

・剥離した２、３階間の壁帯モルタルの除去・処分及び除去後の防水等応急措置

・腐食した２、３階窓面格子の除去・処分

４　執行責任者

羽幌町町民課　課長補佐　杉野　　浩

５　措置に要した費用

811,800円

６　その他

所有者等が確知できた場合は、当該措置に要した費用を請求し徴収する。